

障害基礎年金・遺族基礎年金

問合せ/国保年金課(☎232-9529)

国民年金制度では、けがや病気で、障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受取ることができます。

▼障害基礎年金

受給資格/障害の原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入期間中または、20歳前や60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間にある方(老齢基礎年金を繰上げて受給している方を除く)

※市役所で、予約制の障害基礎年金相談を行っています。相談希望日の1か月前～前日に、電話で、国保年金課へ。

▼遺族基礎年金

受給資格/国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上の方が死亡した場合、その方によって生計を維持していた「子のある配偶者」または「子」※「子」とは次のいずれかに限ります。①18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない ②20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級に該当する

※障害基礎年金、遺族基礎年金には、障害の程度や保険料の納付状況など一定の要件があります。詳細は、お問合せください。

保健福祉

在宅見守り 安心システム

自宅で暮らす高齢者などが突然の病気や事故にあったときに緊急通報機器(設置型・ペンダント型・携帯型)のボタンを押すと受信センターに通報が入り、助けを呼ぶことができます。センターではすみやかに状況を確認し、消防局に通報します。

また、24時間体制で、健康や介護についての相談に応じたり、月1回程度、安否確認の電話を入れたりするサービスも行って

います。

利用要件/緊急時の対応に協力が得られる近隣に居住する協力員(1名以上)がいることなど

※詳細は、お問合せください。

対/おおむね65歳以上の病弱なひとり暮らしまたは病弱な高齢者のみの世帯、75歳以上または重度の身体障害のあるひとり暮らしの世帯 料(月額)/2000円
申・問/随時受付していますので、直接、高齢福祉課(☎232-9174)へ

エンディングノート

エンディングノートを配布しています。思いを書き残すことで、万が一の時に、家族に必要

なことを伝えることができます。場/高齢福祉課、各出張所、各市民センター
問/同課(☎232-9174)

募集 高齢者のための財産管理と後見制度

先々の安心のために役立つ制度を学びませんか。

日/10月27日(水)、午後1時30分～3時30分 場/市福祉ホール(ティア会館3階) 対/市内に居住する方 人/40名(定員になり次第締切り) 料/無料 申/10月20日(水)までに、南部第二高齢者支援センター(☎241-4821)へ

問/同センターまたは地域支援センター(☎232-9110)

募集 在宅医療と介護のお話会

期日	時間	場所
9月15日(水)	午前10時～11時30分	渡里市民センター
9月16日(木)	午後1時30分～3時	新荘市民センター
9月30日(木)	午前10時～11時30分	五軒市民センター

定員/20名(定員になり次第締切り)
料金/無料 申込み/当日受付
問/水戸在宅ケアネットワーク

「介護マーク」を配布しています

認知症の方などの介護は、他の人から見ると、介護していることが分かりにくいいため、偏見や誤解を持たれてしまうことがあります。



そこで、介護していることを周囲の方に理解していただくために、外出時に身に付ける「介護マーク」を無料で配布しています。

▼こんな時にご活用ください

- ・介護していることをさりげなく周囲に知ってもらいたいとき
- ・外出先のトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき

▼配布対象

市内に居住し、高齢者や障害がある方の介護をしている方

▼配布場所

介護保険課、高齢福祉課、障害福祉課
問合せ/市介護保険課(☎232-9177)または茨城県福祉サービス振興会(☎241-6939)

募集 シニア初心者パソコン教室

事務局(☎228-6100)または地域支援センター(☎232-9110)

パソコンやインターネットの活用方法を楽しく学びませんか。期/10月7日・14日・21日の木曜日(全3回) 時/午前10時～午後3時30分 場/いきいき交流センターあじさい(未広) 対/おおむね50歳以上で全日程参加できる方 人/8名(定員になり次第締切り) 料/8000円(教材費含む) 申/9月22日(水)までに、電話またはEメールに、住所、氏名(ふりがな)、性別、年齢、電話番号、パソコン持参の有無を記入し、シニアネッ

児童扶養手当の申請を

ト水戸森田方(☎357-4557、info@sm310.com)へ
問/同森田方または市高齢福祉課(☎232-9174)

児童扶養手当は、父母の離婚や死亡などにより、ひとり親家庭となった父母等または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。手当を受けるには申請が必要です。

※対象児童を監護していない方、事実上の婚姻関係にある方には支給されません。

申・問/直接、子ども課(☎232-9170)へ
※ひとり親世帯臨時特別給付金については、市ホームページをご覧ください。

病児・病後児保育

子どもが病気や病後回復期のため、保育所などでの集団保育が困難で、保護者の就労などにより家庭で保育できない場合に、子どもを一時的に預かります。

▼施設での病児・病後児保育

病児保育	スワン保育園(東原3)	☎303-3337
	水戸済生会総合病院 病児保育所(開江町)	☎297-6926
病後児保育	堀あさひこども園(堀町)	☎303-5551
	元吉田さくら保育園(元吉田町)	☎350-7001
	はぐくみの森あさひ保育園(渋井町)	☎303-6086

問/各施設または市幼児教育課
(☎029-224-3333)

▼水戸ファミリー・サポート・センター

協力会員の自宅で、病児・病後児を預かります。利用するためには、事前の会員登録と面談が必要です。詳細は、お問合せください。

問/同センター(☎029-224-7777)または市子ども課(☎029-224-7070)

▼訪問型病児保育「むちむち」

研修を受けた看護師などが自宅を訪問し、一時的に病児・病

後児を預かります。事前の会員登録が必要です。

問/水戸こどもの劇場(☎255-0908)または市子ども課

暮らし

募集 水戸市男女平等参画センター運営委員会委員

男女平等参画センターの利用や事業など、運営に関することを審議します。

任期/2年間 対/市内に居住または通勤・通学する18歳以上の方 人/2名程度 選考方法/書類審査、面接審査 報酬額/月額7000円

申・問/9月24日(金)(必着)までに、申込書に記入し、直接または郵送、ファックス、Eメールで、水戸市男女平等参画課(〒310-0063五軒町1-2-12)みと文化交流プラザ5階、☎226-3161、☎226-3102、☎danjyo-kouzai@city.mito.lg.jp)へ ※申込書は、同課、各出張所または市ホームページから入手できます。

意見をお寄せください

▼開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正案

意見公募期間/9月13日(月)～

10月12日(火) 閲覧場所/建築指導課、情報公開センター、各出張所、各市民センター ※市ホームページからも確認できます。
提出方法・問/直接または郵送、ファックス、Eメールで、水戸市建築指導課(〒310-08610、☎226-9210、☎224-1106) 11gon-jyourei@city.mito.lg.jp)へ

レジ袋削減にご協力を

市では、「みとコンビニスタイル24時間(MCS24)」を実施し、「コンビニエンスストアでの買い物時にエコバックを持参することを呼びかけています。」

「レジ袋削減の取組みに関する協定」を締結する市内店舗(10事業所33店舗)での3月のレジ袋辞退率は、約85%でした。引き続き、レジ袋削減へのご協力をお願いします。
問/ごみ減量課(☎029-9114)

物品の入札参加資格申請の追加受付

市が発注する物品の購入、賃借、修繕などの入札に参加を希望する方は、入札参加資格審査の書類を提出してください。ただし、役務関係は含みません。資格の有効期間は、令和3年12



9月21日～30日は 秋の全国交通安全運動

交通ルールとマナーを守り、事故を防ぎましょう。また、夜間外出するときは、目立つ色の服の着用や、反射材の活用などの安全対策を心がけましょう。

期間/9月21日(火)～30日(木)
スローガン/暗い道 あなたを守る 反射材

運動の重点

- 子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- 夕暮時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転などの悪質・危険運転の根絶

※9月20日(月)は、高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日です。

問合せ/水戸警察署(☎233-0110)または市生活安全課(☎224-1113)

月1日～令和5年5月31日です。なお、令和3年6月に認定された方は、申請の必要はありません。

申・問/10月11日(月)～18日(月)(当日消印有効)に、申請書に記入し、簡易書留などで、水戸市契約検査課(〒310-08610、☎029-9133)へ ※申請書類などは、9月1日(水)以降、同課または市ホームページから入手できます。

屋外広告物の掲出には許可が必要です

まちの中には、さまざまな情報を提供する屋外広告物(看板)があります。屋外広告物を無秩序に設置すると、景観を損ねて

しまいます。また、管理が適正に行われないと、広告物の落下などの危険性も高まります。

市では、良好な景観づくりと安全のために、屋外広告物条例を定め、設置場所や大きさなどを規制しています。また、屋外広告物を掲出するときには、市の許可が必要です。詳細は、お問合せください。
問/都市計画課(☎029-9200)

危険なブロック塀等の撤去を支援しています

危険なブロック塀等を対象に撤去費用の補助を行います。申請前に、事前に相談してください。期/11月30日(火)まで 対/市



募集

ふるさと農場利用者

専門の相談員に相談しながら、野菜などを育ててみませんか。

場所／全隈町940-1

対象／農業を営んでいない方(市外在住の方も可)

料金(年額)／1㎡当たり400円(25㎡の区画は年額1万円。年度途中からの使用は、月割計算)

使用期間／令和4年3月31日まで(更新可)

申込・問合せ／随時受付けていますので、電話またはファックスに、氏名、電話番号を記入し、森林公園森の交流センター(☎・📠252-7500)へ



農業者年金は、農業者がより豊かな生活を過ごせるように、国民基礎年金に上乘せする任意加入の公的な年金制度です。農業に従事する方は広く加入

農業者年金に加入しませんか

内の通学路などに面するブロック塀等で、耐震診断の結果、危険と判定されたもの **補助額** 撤去費用の3分の2(限度額20万円)
※限度額は、ブロック塀等の長さによって異なります。補助を受けるには、撤去を行う前の申請が必要です。申請期限や条件など、詳細は、お問合せください。
申・問／直接、建築指導課(☎232・0210)へ

市からの依頼業務を装い、排水設備の工事や清掃などを勧める業者が、各家庭を訪問しているという情報が寄せられていますので、注意してください。排水設備の工事や清掃などを業者に依頼する際は、事前に見積書を取るなどして、その内容

悪質な排水設備業者にご注意を

でき、一定の要件を満たす方には保険料の国庫助成があります。また、保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、受給する年金についても、公的年金として控除の対象となります。詳細は、お問合せください。
問／農業委員会事務局(☎232・0206・4)

農業集落排水工事が終わると、宅地内に公共ますが設置されます。地域の水環境・生活環境向上のため、公共ますに接続していない方は早期の接続をお願いします。接続のための工事は、市の農業集落排水工事指定店に依頼してください。指定店は、市ホー

農業集落排水への早期接続を

道路に布設してある配水管から分岐して、家庭まで引かれていく水道管、止水栓、バルブ、蛇口などを「給水装置」といい、これらは私有財産です。給水装置が設置されている土地や建物の所有者が、相続、贈与、売買で変更となったときは、届出が必要です。必要書類など、詳細は、お問合せください。
問／給水課(☎231・4112)

給水装置の所有者変更はお済みですか

をよく確認しましょう。なお、公共下水道への接続工事をする場合は、水戸市下水道工事指定店へ依頼してください。指定店は、市ホームページから確認できます。
問／下水道管理課(☎232・9221)

ムページから確認できます。問／集落排水課(☎350・8508)

来年度、小学校または義務教育学校に入学する子どもの健康診断を、指定の市立学校で行います。子どもの心身の状態を把握し、保護者の方に必要な助言などを行うためのものです。就学児の健康診断通知書を、9月中旬に送付します。該当する方で通知書が届かない場合は、お問合せください。

内容／内科・歯科検診、視力・聴力検査など 持ち物／通知書、お問合せください。

新入学児童の健康診断を行います

エクセルの使い方などの業務に役立つさまざまなテクニックを習得できる講座です。期／11月2日(火)・金曜日(全2回) 時／午後6時30分～8時30分 場／桜徳高等学園(城南1) 対／50歳未満で、市内に通勤する方または市内に居住する就職活動中の方 人／10名(定員になり次第締切り) 料／無料
申・問／9月24日(金)の午前9時から受け付けますので、電話で商工課(☎232・9185)へ

募集

スキルアップセミナー パソコン講座

母子手帳、上履き、筆記用具 ※日程など、詳細は、通知書または市ホームページをご覧ください。

市内の医療機関などに就業する意思があり、市の推薦を受けて、市医師会看護専門学院に入学したい方を募集します。対／次のすべてを満たす方 ①本人または保護者が市内に居住している ②高等学校を令和4年3月に卒業見込みまたは高等学校卒業後15年以内で、昭和63年4月以降生まれ ③合格した場合は、必ず入学する意思がある ④卒業後に市内の保健・医療・福祉機関などで准看護師として就業する意思がある 募集 学科／准看護学科 申／9月1日(水)～30日(木)に、特定市町村推薦入学推薦願、入学願書など必要書類をお持ちのうえ、直接、市保健所保健総務課へ ※申込書は、同学院と市同課にあり ます。詳細は、同学院ホームページ(https://www.mitokango.jp/)をご覧ください。お問合せください。

問／同学院(☎051・3840)または市同課(☎305・6201)

募集

市医師会看護専門学院 特定市町村推薦入学者

問／学校保健給食課(☎306・8627)

募集
就学相談会

期／9月30日(木)、10月6日(水)・12日(火)・21日(木)、11月17日(水)・26日(金)のいずれか1日 場／総合教育研究所
対／特別支援学校への就学や市立小学校の特別支援学級への入級、就学猶予・就学免除などを考えている、令和4年度就学予定の幼児とその保護者 申／9月10日(金)までに、申込書に記入し、在籍園・所または市総合教育研究所へ ※申込書は、同研究所、市立幼稚園、保育園(所)にあります。

問／市総合教育研究所(☎244-1333)

文化・教養・スポーツ

募集
史跡めぐり

日本遺産に認定されている県内の史跡を巡ります。コース料と歴史散策を楽しめます。

期／9月28日(火)、10月20日(水) 時／午前9時～午後5時 場／牛久シャトー(牛久市)、久野陶園(笠間市)、弘道館 対／市内に居住または通勤・通学する方 人／各20名(定員になり次第締切り) 料／3500円(入館料、保険料、昼食代など)

申・問／9月13日(月)～17日(金)の午前9時～午後5時に、参加費を添えて、直接、歴史文化財課(☎306-8132)へ
※詳細は、お問合せください。

県立歴史館企画展「ふえいすー掘り出された顔かたち」

主に茨城県内で地中から掘り出され、今に残された土偶や人物はにわなどを、「顔」に着目して紹介します。

期／9月18日(土)～11月23日(火) 時／午前9時30分～午後5時(入場は午後4時30分まで) 場／県立歴史館 料／一般3500円、満70歳以上1700円、大学生1800円 ※高校生以下無料。各種割引や休館日など、詳細は、お問合せください。

問／同館(☎205-4425)または市歴史文化財課(☎306-8132)

書籍を販売しています

▼水戸の先人たち

政治・経済・文化などの分野で、水戸の歴史に深い関わりのある人物を紹介しています。

価格(税込)／1650円

▼水戸の指定文化財

平成21年までに指定された水戸市内にある文化財167件をオールカラー写真付きで紹介し

ています。
価格(税込)／7000円

「水戸の先人たち」取扱場所	電話番号
ブックエース見和店	231-6400
川又書店エクセル店(宮町1)	231-1073
永井書店(柳町2)	224-3420
「水戸の指定文化財」取扱場所	電話番号
埋蔵文化財センター(塩崎町) ※月曜日休館。	269-5090
両書籍取扱場所	電話番号
歴史文化財課	306-8132

問／歴史文化財課

募集
デゴイチを守る会会員

千波湖畔に展示されているデゴイチ(D51形蒸気機関車)の清掃活動や視察研修などを行っています。デゴイチを後世に残すために、参加してみませんか。

年会費／1500円
申・問／随時受付けていますので、電話で、観光課(☎303-9189)へ



募集
みと弘道館大学「さきがけ塾」第六期生企画講座

▼親子の幸せ応援講座「親子がハッピーになる4つの『う』」
期日／①9月26日(日) ②10月2日(土) ③10月16日(土) ④11月3日(水)(全4回)

時間／午前10時～正午
場所／①～③…五軒市民センター ④…弘道館公園
対象／全日程参加できる方で、小学生の子どもを持つ親 ※①～③は親のみ、④は親子で参加してください。

定員／20名(定員を超えた場合は抽選)
料金／無料
内容／①おはようから始まる親子の成長・「絵本に学ぶ」
②子どもの気になる行動のわけ ③スマホの利便性・危険性 ④五感と体を使ってネイチャーゲームをしよう

申込み／9月13日(月)までに、ファックスまたはEメールに「親子がハッピー」と明記のうえ、住所、氏名(ふりがな)、④に参加する子どもの氏名(ふりがな)・学年、電話番号を記入し、みと好文カレッジへ ※右の二次元コードからも申込みます。



▼「時代の^{さきがけ}女性たち」
期日／①10月2日(土) ②11月20日(土) ③11月28日(日)(全3回)

時間／午前10時～正午
場所／五軒市民センター
対象／全日程参加できる方で、市内に居住または通勤・通学する方

定員／20名(定員を超えた場合は抽選)
料金／無料
内容／①徳川幹子の生涯 ②黒澤止幾の生涯 ③魁の女性たち

申込み／9月17日(金)までに、はがきまたはファックス、Eメールに「さきがけの女性」と明記のうえ、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を記入し、みと好文カレッジへ ※右の二次元コードからも申込みます。



問合せ／みと好文カレッジ(〒310-0852笠原町978-5、☎303-6602、☎303-6601、✉college@city.mito.lg.jp)



近所SNSマチマチ
「広報みと」をご覧になれます。
利用者同士でさまざまな情報を交換できます！



水戸市公式LINEアカウント
「広報みと」の発行をお知らせします！
イベント情報なども随時配信中！

マチマチ



ライドアラウンド in central いばらき

県央地域9市町村のさまざまな名所などを自転車で巡り、ポイントを集めていくサイクリングイベントです。期間中に集めたポイントが多い方には、県央地域の特産品などが当たるチャンスもあります。

期間／9月18日(土)～11月21日(日)

料金／無料

参加方法／スマートフォンで、アプリ「MapLife」をインストールし、「ライドアラウンド in central いばらき」にエントリー。GPS機能での「チェックイン」や、「ミッション」をクリアすることなどでポイントがたまります。

※詳細は、同イベント公式ホームページ(<https://tour-de-nippon.jp/ridearound-ibaraki-central/>)をご覧ください。



問合せ／ライドアラウンド in central いばらき
運営事務局(☎03-3354-2300)または市観光課
(☎232-9189)

募集 子どもの本の広場

子どもの本について語り合います。ピリオパトル(知的書評合戦)の実演も行います。
日／10月4日(月)、午前10時～正午 場／内原図書館 対／小学校で読み聞かせや図書室での活動をしている方、または小学生の読書に興味がある方 人／15名(定員になり次第締切り)
料／無料 申／9月13日(月)～30日(木)に、電話またはファックスに氏名、電話番号、参加人数を記入し、小学校での読書を考える会水戸ネットワーク事務局 局大辻方(☎・☎224・7838)へ
※ピリオパトルの出演者も募集しています。詳細は、お問合せください。

募集

秋の体験乗馬会& 蹄鉄クラフトづくり

馬の触れ方や乗り方などを学べる、初心者向けの乗馬会です。蹄鉄を使った置物や写真立てづくりも行います。
問／同大辻方または中央図書館(☎206・3951)

午前の部	【体験乗馬】 9:30～9:50 9:50～10:10 10:10～10:30 【クラフトづくり】 10:45～11:30
午後の部	【体験乗馬】 14:00～14:20 14:20～14:40 14:40～15:00 【クラフトづくり】 15:15～16:00

日／9月19日(日)・20日(月)
場／ライディングクラブウインズ(平須町) 対／6歳～70歳の乗馬経験のない方または初心者(中学生以上は体重80kg以下、

料／無料
問／スポーツ振興協会(☎243・0111)

日時
9月18日(土)
15:30～19:30
9月19日(日)
9:30～13:00、 15:30～19:30
9月20日(月)
9:30～13:00

各地区を代表するトップレベルの中学生が熱いプレーを繰り広げます。

全国中学生ラグビーフット ボール大会



小学生は体重40kg以下) 人／各時間帯2名(定員になり次第締切り) 料／6850円(ヘルメット代、保険料、クラフトづくり材料費など) 申／9月17日(金)までに、電話で、水戸市馬術協会(☎244・6600)へ ※クラフトづくりのみの参加もできます。詳細は、同協会へお問合せください。
問／同協会または市スポーツ課(☎306・8136)

募集

地域の宝を地域文化財へ推薦しませんか

問合せ／歴史文化財課(☎306-8132)

「水戸市地域文化財」は、市内のそれぞれの地域で大切に守り伝えられている文化財を後世に残すため、平成30年度から始まった制度です。認定を受けた地域文化財には、市が修理や保存・活用方法について助言や情報提供をするほか、案内板の設置、教育活動やイベントなどで活用していきます。ただし、修理や保存などに関する補助はありません。



保和苑
(令和2年指定)

推薦前の相談も受付けています。詳細は、歴史文化財課までお問合せください。

推薦方法／随時受付けていますので、封筒に「水戸市地域文化財推薦」と明記のうえ、必要書類を添えて、直接または郵送で、水戸市歴史文化財課(〒310-8610)へ

必要書類／推薦書、推薦する文化財の概要・沿革・由来についての資料、文化財の位置図、団体の会則・規約(団体の方のみ)、同意書(所有者以外の方が推薦する場合のみ) ※推薦書は、同課にあります。

▼対象となる文化財

次のすべてを満たすこと

- ①水戸市内の文化財である
- ②地域が守ってきた文化財、または地域を知るうえで必要な文化財である
- ③所有者と管理責任者(所有者に代わり文化財を管理できる者)、または保持者・保持団体が明確である
- ④成立しておおむね50年以上が経過している
- ⑤国・県・市指定文化財や国登録文化財以外である
- ⑥次のいずれかに該当するもの

- ・歴史や文化を伝えるもの(建造物、美術工芸品、古文書など)
- ・古くから伝わる優れた技術・技法(工芸技術など)
- ・人々の生活文化を伝えるもの(風俗習慣や民俗芸能など)
- ・史跡や名勝、天然記念物(古墳、城跡、庭園、植物、地質鉱物など)